

【保護者保管】
令和4年9月吉日

保護者様

豊川市教育委員会

1人1台端末の貸与及び利活用に関するルールについて

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

国のGIGAスクール構想により、本市においても小中学校の全ての児童生徒にタブレット端末を貸与しております。タブレット端末の貸与に関して、保護者の皆様には、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 使用の目的

- ・学校より貸し出される1人1台端末（以下、端末）は、学習活動のためにのみ使用します。

2. 使用上のルールについて

- ・学校と家庭で使用します。学校外で使用する場合は学校の許可を得てください。
- ・持ち帰りが長期にわたる場合は、自宅で充電することもあります。その際には、各学校のルールに従ってください。
- ・端末は一人一人、個別に割り当てられています。他人には貸しません。
- ・アプリケーションを勝手にインストール・アンインストールしたり、ファイルをむやみにダウンロードしたりしないでください。
- ・OSやパスコード等、設定を変更しないでください。
- ・故障等への対応について
以下の場合、速やかに学校へ連絡してください。

- （1）端末本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元に戻らないとき
- （2）端末を壊してしまったとき
- （3）端末を紛失してしまったとき

3. その他

- ・通常使用の範囲内での故障については、公費で修理対応いたします。故意や過失による故障は、各家庭での対応となる場合があります。
- ・使用のルールが正しく守られない場合には、ご家庭とも連絡を取り、端末の利用を制限させていただくことがありますので、ご了承ください。
- ・家庭でのインターネット利用に関する通信料は、家庭でご負担いただくことをご承知ください。
- ・小学校はiPad、中学校はWindows 端末です。

以下、児童生徒への指導事項となります。ご家庭でも引き続き、ご指導をお願いいたします。

<健康面への配慮について>

- ・ 端末使用時は、正しい姿勢を保ち、画面に目を近づけすぎないようにしましょう。
(画面と30cm以上離す)
- ・ 長時間にわたって継続して画面を見ないよう30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して、できるだけ遠くを見るなどして目を休めるようにしましょう。
- ・ 就寝1時間前からは、端末の利用を控えましょう。
- ・ 部屋の明るさに合わせて、端末の明るさを調整しましょう。

<端末を安全・安心に活用するために気をつけること>

- ・ 端末やアカウント(ID)、パスワードは、他人に教えない等、適切に扱きましょう。
- ・ 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号、メールアドレスなど)を絶対にインターネット上に書き込まないようにしましょう。
- ・ インターネットは学習のために使用するのであって、不適切なサイトにアクセスしないようにしましょう。
- ・ 本人の許可を得ることなく、写真を撮ったり、録音・録画したりしないようにしましょう。
- ・ 他人を傷つけたり、いやな思いをさせたりする内容や個人情報を書き込まないようにしましょう。
- ・ 紛失したり、落としたり、ぬらしたりしないよう(登下校中も含む)注意して扱きましょう。
- ・ 適切な使用時間を守りましょう。

(問い合わせ先 豊川市教育委員会 学校教育課 88-8033)